

信玄公生誕500年常設展示企画・設置等業務  
仕様書

令和2年10月

甲府市

## 1 業務委託名

信玄公生誕500年常設展示企画・設置等業務委託

## 2 業務委託場所

甲府駅北口ペDESTリアンデッキ（甲府市丸の内一丁目）（詳細は別紙参照）

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和2年12月20日（日）まで

## 4 展示期間

令和2年12月20日（日）から令和4年1月31日（月）（予定）

## 5 展示時間

午前9時から午後6時まで

## 6 業務の目的

2021年に信玄公生誕500年の当年を迎えるにあたり、郷土の英雄・武田信玄公のゆかりの地などを紹介し、市内・県内の周遊を促すとともに、訪れた人に信玄公（武田家）の功績や魅力などを学ぶ機会を提供することで、生誕の地である本市への興味を喚起することを目的に、甲府の玄関口である甲府駅に常設展示を設置する。

## 7 業務内容

### （1）常設展示企画・設置業務

ア 基本方針及び基本コンセプトの策定

※常設展示の名称についても提案すること。

イ 展示内容、展示物、展示方法等の検討及び展示計画の作成

※展示に伴い電気を使用する場合は、必要な容量を示すこと。

※「5 展示時間」以外の時間は、施錠等にて入場制限できること。

ウ 常設展示の図面の作成

エ 常設展示のイメージ図の作成

オ 常設展示製作品の作成、納入及び設置

### （2）常設展示を紹介するポスター、チラシの作成業務

ア 常設展示への誘客につながる内容とすること。

イ ポスターはB2判（片面）、チラシはA4判（両面）

### （3）常設展示オープニング式典の企画・運営業務

ア 式典内容の検討及び企画書の作成

イ 式典の運営

※式典は令和2年12月20日（日）に実施すること。

### （4）カウントダウンボードのラッピング施工業務

#### ア ラッピングデザインの作成

※信玄公生誕500年を意識したデザインとすること。

#### イ ラッピングの施工

※カウントダウンボードは本市所有のもの

アルミフレーム、電光掲示板あり、キャスター付きのものが1台

ボード部分は幅900mm\*高さ1,235mm\*奥行300mm

土台部分は幅900mm\*高さ90mm\*奥行760mm

#### (5) その他企画提案内容に基づく業務

### 8 業務条件

- (1) 観覧者に信玄公（武田家）の功績やゆかりの地等を紹介し、生誕の地である本市への興味を喚起するとともに、市内・県内の観光周遊を促す内容とすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限配慮した企画や配置とするとともに、万全な感染症対策を講じること。
- (3) ペDESTリアンデッキに設置されている「クリスタルアース」など既存のモニュメント等を遮らず、常設展示の一部となるよう展示内容を設計すること。
- (4) 常設展示周辺が不必要に暗くならないよう、採光を十分に確保すること。
- (5) ペDESTリアンデッキを休憩場所として利用する者へ配慮した設計とすること。
- (6) 盗難やイタズラ、不慮の破損などの防止及び観覧者の安全の確保を考慮した展示方法とすること。また、外からの死角が極力少なくなるよう考慮し、防犯カメラの視界を妨げないなど、防犯・安全への配慮を行うこと。
- (7) 非常・災害時における安全の確保や迅速な対応が可能な設計とすること。
- (8) 展示期間中の使用に耐えられるよう、耐久性や耐蝕性を十分に確保すること。
- (9) 設置等の作業を行う場合は、既存の施設を傷つけずに実施すること。
- (10) 本業務にて設置した展示物等を撤去し、原状回復する場合の費用を示すこと。

### 9 成果物

- (1) 常設展示設計書
- (2) 常設展示製作品及び備品等一式
- (3) ポスター200枚、チラシ40,000枚
- (4) (1) 及び(3)の内容が格納された記録媒体：1個（枚）
- (5) その他本市が指示するもの

### 10 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務に関する協議を必要に応じて本市と随時行うものとする。なお、協議に要する移動等の経費については、すべて受託者の負担とする。
- (2) 業務実施に係る協議を行った場合は、受託者がその都度要旨録を作成し、本市に提出する。
- (3) 業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用して

はならない。本業務終了後においても同様とする。

- (4) 本業務において受託者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じることとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者等が所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用することとする。
- (7) 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- (8) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行う、もしくは使用をとり止めることとする。
- (9) 本業務成果品について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (10) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (11) 本業務により作成した成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (12) (11)の規定に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議の上、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。
- (13) この仕様書に定めない事項及びこの仕様書に定める業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、遅滞なく本市と受託者は協議を行うものとする。
- (14) 常設展示に係る入場料は無料とし、物販は行わないものとする。
- (15) 展示期間の運営やメンテナンス、撤去等については本業務に含まないものとする。